# 内部統制プロジェクトチームの設置について

## 内部統制プロジェクトチーム

# 「内部統制」の仕組みを強化し、都政改革の3つの原則(都民ファースト、情報公開※、税金の有効活用(ワイズ・スペンディング))を推進する。

※情報公開については、情報公開調査チームで検討

+

#### 内部統制プロジェクトチーム

#### 制度所管局等

- ·契約·入札【財務局】
- •事業評価(政策評価)【財務局•政策企画局】
- 補助金の使途(透明性)【財務局】
- ・ 監理団体の指導・監督【総務局】
- ·公務員倫理【総務局】
- ・各局の意思決定プロセス【総務局】

#### 特別顧問等

- ・飯塚 正史 特別顧問
- ・上山 信一 特別顧問
- •加毛 修 特別顧問
- •坂根 義範 特別顧問
- •佐藤 主光 特別顧問
- •須田 徹 特別顧問
- •小池 達子 特別調査員
- 管理部門の都庁各局と特別顧問等によるチームを設置し、 都庁における、これからの内部統制のあり方を検討
- ※海外出張旅費など舛添前知事の問題についても検証する。

# 各事業局 自律改革 内部統制 全庁的視点に 立った統制 外部統 監查委員監查 外部監查

#### プロジェクトの進め方

- ① 各局で、既存の制度を「自律改革」の一環として点検
- ② 他自治体の例等も手がかりに、プロジェクトチームで都庁の内部統制の改善策を検討
- ③ 改善策を本部会議に報告し、議論

### 外部統制とは

#### 外部統制とは

- 地方公共団体に対して、第三者の立場からチェックを行う外部統制として、地方自治法は、監査委員監査及び 外部監査制度を規定し、内部統制機能を補完している。
- 外部監査は、現行の監査委員監査に加えて、監査機能の独立性と専門性を一層向上させることを目的として 公認会計士、弁護士等がチェックを行う。
- 外部監査制度は、包括外部監査と個別外部監査とがあるが、都においては包括外部監査のみ実施している。
  - \* 根拠法令
    - 地方自治法(第13章「外部監査契約に基づく監査」)
    - 東京都外部監査契約に基づく監査に関する条例

#### 都の監査体系

#### 内部監査(監査委員)

知事から独立した執行機関

- 行政監査
- 定例監査
- 工事監査
- 財政援助団体等監査
- 決算審査
- 住民監査請求

など

\* 根拠法令 地方自治法199条、233条、242条

#### 外部監査

#### 包括外部監査

○ 包括外部監査人は、自己の見識と判断に基づいて、 「特定の事件」(テーマ)を選択して監査を実施

#### 個別外部監査

- 都においては事例なし
- \* 根拠法令 地方自治法252条の27~252条の46

## 内部統制とは

#### 内部統制とは

- 適正で効率的な事務を行う主体は各事業局であり、自ら自律改革を通じて管理しなければならない。
- 各事業局の取組に対し、外部統制として、外部監査などによるチェックを行っている。
- さらに、各事業局が自己管理できない場合もあるため、事業の枠を越えた**全庁的視点に立った内部統制の仕組み が必要**となる。
- 具体的には、内部統制プロジェクトチームで、契約・入札(財務局)、事業評価(財務局・政策企画局)、補助金の 使途(財務局)、監理団体の指導・監督(総務局)などを検討する。

#### 都庁の主な内部統制制度

制度	制度所管局	法的位置付け等
契約•入札	財務局	地方自治法221条2項、契約事務規則
事業評価(政策評価)	財務局	事業評価実施要綱
補助金の使途(透明性)	財務局	地方自治法221条2項、補助金等交付規則
監理団体の指導・監督	総務局	地方自治法221条3項、監理団体指導監督要綱・基準
公務員倫理	総務局	地方公務員法
予算編成プロセス	財務局	地方自治法221条1項、予算事務規則
各局の意思決定プロセス	総務局	事案決定規程、文書管理規則

(制度所管局は、東京都組織条例2条及び東京都組織規程20条・21条にて規定)

注:公益通報など情報公開に関するものも内部統制の重要なテーマだが、情報公開調査チームで取り扱う。